

# 在宅投票の対象が

公職選挙法が改正され、今年の3月1日から郵便による在宅投票制度が大幅に改められました。

## 主な改正点

- ・在宅投票を行うことができる人の要件が大幅に拡大
- ・一定の障がいがある人については、代理の人が投票の記載ができる制度の新設

これらの制度は、今後予定される選挙から適用されますが、新たな在宅投票制度を利用するためには、あらかじめ市選挙管理委員会に申請をする必要があります。

※特定の要件を満たしている人に限り認定されることとなっていますので、申請に当たっては該当要件にご留意ください

## 在宅投票の対象者の拡大

### ○ 介護保険法の「要介護5」の人

- ◆ 対象者 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人
- ◆ 申請手続 申請書に介護保険の被保険者証を添えて選挙管理委員会に提出します
- ◆ 認定手続 要件を満たした人に「郵便等投票証明書」を郵送
- ◆ 証明書の有効期限 被保険者証の要介護認定の有効期間の末日

### ○ 身体障害者手帳に免疫機能障がいの記載がある人

- ◆ 対象者 身体障害者手帳に免疫機能障がいの程度が1級から3級までと記載されている人
- ◆ 申請手続 申請書に身体障害者手帳を添えて選挙管理委員会に提出します
- ◆ 認定手続 要件を満たした人に「郵便等投票証明書」を郵送
- ◆ 証明書の有効期限 証明書交付の日から7年

## 在宅投票における代理記載制度の創設

### ○ 第三者に代理記載をさせることのできる人

- ① 身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人または県知事にこれと同程度と書面で証明された人
- ② 戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている人または県知事にこれと同程度と書面で証明された人

### ○ 代理記載制度の適用を受けるための手続

- ① 証明書の交付  
代理記載制度を受けようとする人は、代理記載専用の「郵便等投票証明書」の交付を選挙管理委員会に申請する必要があります
- ② 必要な書類  
申請書、身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳または県知事が証明した書面、代理記載人の届出書、代理記載人の同意書・宣誓書